

業務体制の概要（店舗販売業）

店舗の名称 _____

【通常の営業時間等】

週当たりの営業時間等	
一般用医薬品又は要指導医薬品（以下、一般用医薬品等）販売時間	① 時間
第一類医薬品又は要指導医薬品（以下、第一類医薬品等）販売時間	② 時間
情報提供するための設備	③ カ所

【一般用医薬品等の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

	一般用医薬品等の販売に従事する勤務時間数（週当たり）	第一類医薬品等の販売に従事する勤務時間数（週当たり）
薬剤師		
登録販売者		
総和	④ 時間	⑤ 時間

【体制省令への適合状況】 * 時間数は、週当たりの時間数の総和とする。

一般用医薬品等販売に従事する専門家の勤務時間数	④	=	[]	≥	①	一般用医薬品等販売時間 <small>（体制省令第 2 条第 1 項第 4 号）</small>
情報提供設備の数	③					
第一類医薬品等販売に従事する薬剤師の勤務時間数	⑤	=	[]	≥	②	第一類医薬品等販売時間 <small>（体制省令第 2 条第 1 項第 5 号）</small>
情報提供設備の数	③					

- * 体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令
- * 時間数は、週当たりの時間数の総和とする。

【店舗販売業者の講じなければならない措置】

医薬品を販売授与する場合の情報提供その他の要指導医薬品等の販売授与の業務（要指導医薬品等の貯蔵並びに要指導医薬品等を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するための指針（体制省令第 2 条第 1 項第 6 号）	無 ・ 有
従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備（体制省令第 2 条第 2 項第 1 号）	無 ・ 有
医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定（体制省令第 2 条第 2 項第 2 号）	無 ・ 有
要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書（体制省令第 2 条第 2 項第 3 号）	無 ・ 有
要指導医薬品等の適正販売等のために必要となる情報の収集その他要指導医薬品等の適正販売等の確保を目的とした改善のための方策の実施（体制省令第 2 条第 2 項第 4 号）	無 ・ 有

- * 体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令